

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成31年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800130号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800077号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月25日の標準賞与額を42万1,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月25日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から42万1,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月25日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800131号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800078号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月25日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成25年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成25年12月25日

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された貸金台帳により、請求者は、請求期間において同社から22万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成25年12月25日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年12月25日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1800136 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1800076 号

第 1 結論

請求者の A 社 (平成 7 年 6 月 1 日前は B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 27 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 2 月 28 日から同年 7 月 31 日まで

私は、B 社の役員として、自ら平成 7 年 2 月 10 日に厚生年金保険の加入手続を行った。その後、会社名を A 社に、所在地を C 市に変更し、自分が担当役員として厚生年金保険に継続して加入する手続を行ったが、遡って被保険者資格を喪失されたため請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当該期間を年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、商業登記簿謄本及び A 社の元代表取締役並びに元従業員の回答及び陳述により、請求者は、請求期間において B 社及び A 社の取締役に就任し、実質的な事業主として社会保険事務に係る権限を有していたと認められるところ、i) 健康保険被保険者証の交付履歴により、期間の特定はできないものの、請求者が両社に勤務していたことは認められるが、年金事務所、課税庁及び金融機関には当時の資料が保管されていない上、請求者も当時の資料を保管しておらず、請求者の請求内容について確認できないこと、ii) 請求者は、厚生年金保険料を滞納していた可能性があり、平成 7 年 6 月頃には従業員がいなくなったため、厚生年金保険の加入をやめることに決めた旨陳述しているものの、上述のとおり当時の資料が保管されておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、すでに平成 30 年 11 月 2 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、平成 7 年 9 月に A 社の元代表取締役あてに、社会保険事務所 (当時) から平成 7 年 7 月分の社会保険料について納付の督促があり、後日社会保険事務所に出向いた記憶があることから、請求期間に係る厚生年金保険料は納付しており、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった旨主張し、新たに B 社の元代表取締役の名前を挙げ、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A 社の元代表取締役は、社会保険料の滞納の有無については不

明である旨回答しており、B社の元代表取締役は、社会保険事務には関与しておらず、当時のことは分からない旨陳述している上、上述のとおり当時の資料が保管されていないことから、請求者の請求内容及び請求期間に係る厚生年金保険料の納付並びに控除について確認できず、請求者の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含め再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。